

鳥取縣公報

條例

鳥取縣條例第二十五号

鳥取縣木材検査條例を次のように定める。

昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾

愛 治

鳥取縣木材検査條例

(目的)

第一條 知事は、木材の品質の改善、生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図るためこの條例の定めるところにより木材の検査を行う。

(定義)

第二條 この條例で「木材」とは、一般材（建築家具材、建具材、ひば素材、かし材、きり材、パルプ材）押角耳付材、杭木、杭丸太、造船材、電柱、枕木、腕木及

昭和二十五年八月三日
外 木 曜 日

本書ノ大キサハ、國定規格A五判

び木箱仕組板をいう。

(検査の基準)

第三條 検査の基準は、農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）及び同法関係法令の定めるところによる。

2 知事は、検査を行つた場合は、当該木材に、規格証票を附するものとする。

(受檢の義務)

第四條 何人も検査を受けた木材でなければこれを護り渡し、生産市町村外に搬出し、又は原料若しくは材料として使用、消費してはならない。但し、左に掲げる木材については、この限りでない。

- 一 針葉樹の一般材（パルプ材を除く）であつて径二寸五分未満、元口径四寸未満、長六尺未満の素材
- 二 きり以外の廣葉樹の一般材（パルプ材を除く）で

あつて径五寸未満、元口径七寸未満、長六尺未満の
素材

三 銘木類

四 廃材及び屑材

五 特別の事由により知事の許可を受けた木材

2 前項の規定により検査を受けた木材であつても、次の各号の一に該当するものは、検査を受けないものとみなす。

一 結束を改め又は損じたもの

二 規格証票の明かでないもの、又は規格証票を偽造し、若しくは変造したもの

三 形質に著しい変化のあつたもの

(再検査の請求)

第五條 検査を受けた者、検査の結果に異議があるときは、知事に対し、当該木材の再検査を請求することができる。

2 再検査の決定に対しては、異議を申立てることができない。

(検査手数料)

第六條 検査を受けようとする者は、一石につき素材二円、製材三円の手数料を納付しなければならない。但し、自家用木材及び前條の規定による再検査の結果上位の等級に変更された場合は、この限りでない。

(運営委員会)

第七條 検査の円滑な運営を図るため鳥取縣木材検査運営委員会を置く。

(取締)

第八條 検査を行う職員は、検査を行う上において必要があると認めるときは、木材の所在する場所を調査し、積替、解装、保管及び保管に必要な措置の実行、製造の中止又は運搬の停止を命じ、若しくは必要と認める書類、その他の物件の提示を求めることができる。

(罰則)

第九條 第四條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使

用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

(施行規定)

第十一條 この條例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行する。
- 2 この條例施行前に、従前の規定に基づいてした木材の検査は、第三條の規定に基づいてした検査とみなし、それを証する証票等は、これを同條の規定に基づいて附されたものとみなす。

◇鳥取縣條例第二十六号

縣稅事務所設置條例を次のように定める。

昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣稅事務所設置條例

(目的)

第一條 この條例は、縣稅事務所の設置並びにその名稱、管轄区域及び所掌事務を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六條第一項の規定に基づいて、鳥取市及び米子市に各々縣稅事務所を設置する。

(名稱)

第三條 縣稅事務所の名稱は、鳥取市に設置するものを鳥取縣稅事務所、米子市に設置するものを米子縣稅事務所とする。

(管轄区域)

第四條 鳥取縣稅事務所は、鳥取市の区域を、米子縣稅事務所は米子市を管轄する。

(所掌事務)

第五條 縣稅事務所は、その管轄する区域の縣稅を賦課徴收することを主として所掌する。

(條例施行上の細則)

第六條 この條例施行につき必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第二十七号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改正する。
昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例
第五條 を次のように改める。

第五條 木材引取稅は立木（薪炭の用に供するものを除く）の伐採者をもつて素材の引取者とみなしてこれを課する。

第八條 別表中木材引取稅に關する各欄を次のように改める。

稅 目	賦課期日	課稅標準	年稅、月稅、 隨時稅の区分	賦課率又は賦課定額	納 期	納 稅 地
木材引取稅	立木伐採の日	素材の石数	隨 時 稅	素材一石につき十二円	その都度定める	木材の主たる生産地

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年六月十日から適用する。

◇鳥取縣條例第二十八号

鳥取縣公布式條例を次のように定める。
昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公布式條例

00918

(趣旨)

第一條 鳥取縣條例（以下「縣條例」という。）及び鳥取縣規程縣規則（以下「縣規則」という。）及び鳥取縣選管委員會、鳥取縣公安委員會の定める規則及び規程で公表を要するもの（以下「選舉管理委員會等の定める規則及び規程」という。）の公布については、この條例の定めるところによる。

(條例の公布方法)

第二條 縣條例は知事が署名した後、縣條例であること
を明記し、番号を附して公布する。

第三條 縣條例の公布は鳥取縣公報（以下「公報」という。）に登載して行ふ。但し天災その他やむを得ない事情で公報に登載することができないときは、縣庁、市役所、町村役場の揭示場に揭示して、その登載にか
えることができる。

2 公報は管下市町村に配付しなければならない。
(條例の施行)

第四條 縣條例は特に施行期日を定めない限り、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(準用)

第五條 縣規則及び縣規程の公布については前三條の規定を準用する。

2 選舉管理委員會等の定める規則及び規程の公布については知事の署名を除く外前項と同様とする。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

2 昭和四年十一月鳥取縣條例第一号 鳥取縣條例 公告式
條例は、この條例施行の日から廢止する。

◇鳥取縣條例第二十九号

鳥取縣「すいか」検査條例を次のように定める。
昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣「すいか」検査條例

00919

(目的)

第一條 この條例は縣内で生産された「すいか」で縣外に搬出しようとするものに対して検査(以下「移出検査」という。)を行い「すいか」の品質の改善生産の合理化、取引の單純公正化及び消費の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で「すいか」とは本縣で生産されたすべての「すいか」をいふ。「すいか検査員」(以下「検査員」という)、「検査補助員」(以下「補助員」という)とは知事より「すいか」検査について任命又は委嘱せられた者をいう。

(検査)

第三條 移出検査は生産者団体において自主的に行われた生産検査をうけたものでなければうけることはできない。

(すいかの規格)

第四條 移出する「すいか」(以下略)「すいか」

という)の合格又は不合格を判定識別するため「移出すいか」標準査定会の議を経て規格を定める。

第五條 知事は前條の規定によつて定められた規格に基づいて「移出すいか」の検査を行わなければならない。

2、前項の規定により検査を行った場合はこれを証明するため規則に定めるところにより証印を附さなければならない。

(搬出者の義務)

第六條 「すいか」はこの條例により検査に合格したものでなければ縣外に搬出することができない。但し左の各号の一に該当するものはこの限りではない。

一、贈答用として搬出する一口の数量が五個に満たないもの

二、試験研究用に供するもの

三、縣外産であることの証明あるもの

四、特別の事情により知事の許可をうけたもの

第七條 縣外から入荷したものであることの事実を確認することができない「すいか」は縣内で生産したもの

00920

とみなす。

(検査員並びに補助員の身分証明書)

第八條 知事は検査員並びに補助員に検査を行わせる場合には様式第一号の証票を携行せしめなければならない。

2 検査員並びに補助員は関係者の要求があつたときは前項の証明書を提示しなければならない。

(検査の申請)

第九條 移出検査を申請しようとする者は様式第二号に記載した申請書を検査員を経由して知事に提出しなければならない。

(検査手数料)

第十條 移出検査申請者は検査申請の際検査手数料を「鳥取県すいか検査証紙」をもつて納付しなければならない。但し第十三條及び第十五條の規定による再検査はこの限りではない。

2 前項の検査手数料は次の通りとする。

一個につき 二十五錢

3 手数料に関し必要な事項は知事が別に定める。

(移出検査の立会)

第十一條 移出検査申請書は検査に立会い検査員の指示に従わなければならない。但し申請者は代理人を差し出すことができる。

2 前項の指示に従わないときは検査員はその検査を中止することができる。

3 第二項の規定により移出検査を中止したときはその日から起算して十日以内に検査をうけなければ既に提出した申請はその効力を失う。

(移出検査実施の場所)

第十二條 移出検査は生産地の最寄駅又は知事の指定した場所においてこれを行う。

(再検査の請求)

第十三條 移出検査に合格した「すいか」で次の各号の一に該当するものは再び検査をうけなければならない。

一、証印のないもの

二、変質の疑いあるもの

00921

三、検査の翌日から起算し五日以上を経過したもの
 第十四條 移出検査をうけた者が検査の結果に異議があるときはその検査の翌日から起算し三日以内に知事に対し当該「すいか」の再検査を請求することができる。
 2 再検査の決定に対しては異議を申し立てることはできない。
 第十五條 知事が必要と認めるときは移出検査済の「すいか」について更に検査を行うことができる。
 (証印等の類似物の使用禁止)
 第十六條 何人も第五條第二項の規定によつて附される証印に類似したものを「移出すいか」に附してはならない。
 (移出「すいか」標準査定会)
 第十七條 「移出すいか」の規格を査定するため縣に「移出すいか」標準査定会(以下査定会という)を置く。
 2 査定会の委員は十名以内とし関係行政機関の職員、生産者団体の役職員及び学識経験者、生産者のうちか

ら知事が任命又は委嘱する。
 3 査定会に関し必要な事項は知事が別に定める。
 (雜則)
 第十八條 運送業者又は運送取扱業者は第六條又は第十三條の規定に違反する事実を知りつゝその「すいか」の運送又は運送の取扱をしてはならない。
 第十九條 この條例の適用によつて生じた損害については縣は賠償の責を負わない。
 (罰則)
 第二十條 第六條の規定に違反して「すいか」を縣外に搬出し又は搬出しようとした者は五万円以下の罰金に処する。
 第二十一條 次の各号の一に該当する者は三万円以下の罰金に処する。
 一、第十三條、第十六條及び第十八條の規定に違反した者
 二、検査をうけるに当り虚偽の申告をした者
 第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人

00922

使用しその他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二條の違反行爲をしたときは行爲者を罰する外その法人又は人に対しても罰則を適用する。
 (附則)
 第二十三條 この條例は公布の日から施行する。
 2 この條例施行に関し必要な事項は知事が別に定める。

様式第一号

第 号	氏名
すいか検査員証	(検査補助員)
昭和 年 月 日交付	鳥 取 縣 印

八 糶

注意

一、記載事項に変更ありたるときは直ちに訂正を受けること
 二、退職その他不要になつたときは必ず返納すること

00923

様式第二号

第 号
移出「すいか」検査申請書

種類	地産生	地送発	地向仕	数量
	円	銭	月	日
手数料	受検希望月日	受検場所	駅	個

右について検査を受けたく申請する

昭和 年 月 日
受検者 住所 氏名

鳥取縣知事西尾愛治殿

※検査月日検査数量	合格	不合格	検査員氏名印
-----------	----	-----	--------

手数料納付額	円	銭
--------	---	---

手数料納付額	円	銭
--------	---	---

- 註一、数量は個数を記載すること。
 二、生産地は市町村名を記入すること。
 三、発送地は移出駅名、移出場所名を記載すること。
 四、仕向地は都道府縣名市町村名を記載すること。
 五、※印は検査員が記載するから受検者は記載しないこと。

◇鳥取縣條例第三十号

鳥取縣農産物検査條例を次のように定める。

昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣農産物検査條例

(目的)

第一條 この條例は適正且つ公平な検査を行うことによつて農産物の品質改善、生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

00924

第二條 この條例で「農産物」とは縣内において生産（製造及び加工を含む）された農産物であつて次に掲げるものをいう。

- 一、わら工品
- 二、なわ
- 三、むしろ
- 四、かます
- 五、みつまた
- 六、黒皮
- 七、地氣
- 八、白皮
- 九、こうぞ
- 十、黒皮
- 十一、未晒
- 十二、晒
- 十三、麻類
- 十四、大麻
- 十五、皮麻

- 一、ちよ麻
- 二、精麻
- 三、疊表
- 四、青表
- 五、いぐさ製品

2 前項の農産物に類似のものはその名称が異なるものであつてもこの條例による農産物とみなす。
 3 縣外から移入した農産物であつても左の各号の一に該当するものは縣内で生産されたものとみなす。
 一、縣内で加工し又は改装したもの
 二、縣外で生産したことを確認できないもの

(検査)

第三條 検査の規準は農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）及び同法關係法令の定めるところによる。但しいぐさ製品については知事が別に定める。
 第四條 知事は前條の規定によつて定められた規準に基きて農産物の検査を行わなければならない。
 2 前項の規定によつて検査を行つた場合又は第五條第一

00925

項第四号の規定によつて検査を免除した場合にはこれを証明するため別に定めるところにより当該農産物又はその包装に証票印章又は記号(以下証票等という)を附けなければならない。

第五條 わら工品、みつまた及びこうぞの生産者は検査を受けたものでなければ当該農産物を販売(交換する場合を含む、以下同じ)し若しくは販売の委託をし又は縣外に搬出してはならない。但し左の各号の一に該当するものはこの限りではない。

- 一、第三條の規定による一結束にみえないもの
 - 二、學術研究又は試験の用に供するもの
 - 三、博覽會、共進會、品評會等に出品するもの
 - 四、特別の事由により知事の許可を受けたもの
- 2 麻類及びびいぐさ製品については生産者の希望により検査をするものとする。

第六條 わら工品、みつまた、及びこうぞの販売業者又は加工業者は証票等の附されたものでなければこれを購入し若しくは販売し又は購入若しくは販売の委託を

受けてはならない。但し前條但書の規定に該当するものはこの限りではない。

第七條 検査済の農産物であつても左の各号の一に該当するものは検査を受けないものとみなす。

- 一、結束又は荷造りを改め又は損じたもの
- 二、証票等の明らかでないもの又は証票等を偽造し若しくは変造したもの
- 三、重量若しくは長さ著しい増減のあつたもの又は型狀に著しい変化のあつたもの
- 四、虫鼠等の害を受け又は著しく変質若しくは汚損したるもの

(再検査の請求)

第八條 検査を受けたものでその検査の結果に不服のあるときは知事に対し再検査を請求することができる。

2 再検査の決定に対しては異議を申立てることはできない。

(証票等類似物の使用禁止)

第九條 何人も証票等に類似したものを農産物に附して

00926

は負わぬ。

(検査手数料)

第十條 検査を受けるものは左に掲げる額の検査手数料を納付しなければならない。但し第八條の規定による再検査によつて上位の等級に変更されたものはこの限りではない。

なわ	一貫	十五錢
むしろ、かます	一枚	十五錢
みつまた	一貫	八十錢
こうぞ	一貫	八十錢
大麻	一貫	六十五錢
ちよ麻	一貫	八十五錢
ぐさ製品	一枚	一円

(経費の負担)

第十一條 検査を受けるための積替、運搬、改装、その他検査を受けるための労力又は費用は検査を受けるものが負担しなければならない。

2 検査のため損害を生ずることがあつても縣は賠償の責

を負わぬ。

(報告)

第十二條 知事は農産物の生産者、販売業者又は加工業者若しくは保管者に対しその生産又は販売、購若しくは保管する農産物の品名、数量、生産場所及び保管場所等に関し必要な報告を求め又は調査することができる。

(罰則)

第十三條 第五條及び第六條の規定に違反したものの、検査を免れる目的で不正の行爲をなしたものは又は検査済の農産物に不正の手段を施したものは六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 第九條の規定に違反したものの又は検査済の農産物の証票等を変更し若しくは不正に使用したものは一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十四條 法人の代表者又は法人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前條の違反行爲をしたときは行爲者を罰する外その

00927

法人又は人に対して同條の罰金を適用する。
(施行規定)
第十五條 この條例施行に關し必要な事項は知事が別に定める。

(附則)

第十六條 この條例は公布の日から施行する。
第十七條 昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十五号鳥取縣農産物検査手数料條例、昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十六号鳥取縣茶種検査條例、昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十七号鳥取縣麻、三種、楮検査條例は廢止する。

規 則

◇鳥取縣規則第五十四号

縣稅事務所組織規程を次のように定める。

昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣稅事務所組織規程

(この規則の目的)
第一條 この規則は、縣稅事務所設置條例(昭和二十五年鳥取縣條例第二十六号)を施行するため、縣稅事務所の組織、所掌事務の範圍等の細目を定めることを目的とする。

(縣稅事務所の分課)

第二條 縣稅事務所は左の二課を置く。

總 務 課

課 稅 課

(總務課の所掌事務)

第三條 總務課においては、左の事務をつかさどる。

一、機密に關すること。

二、所内職員の服務、人事その他教養及び訓練に關すること。

三、所長の公印及び所印を管掌すること。

四、公文書を接受し、發送し、編集し及び保存すること。

五、縣稅の周知宣傳及び納稅の指導を行うこと。

00928

縣稅及び稅外諸收入の徵收並びに滯納処分に関すること。

七、払戻及び過課納金の還付に關すること。

八、所の經費及び物品の經理に關すること。

九、所内職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

十、前各号に掲げるものの外、縣稅事務所の所掌事務で、他課の所掌事務に屬しない事務に關すること。

(課稅課の所掌事務)

第四條 課稅課においては、左の事務をつかさどる。

一、縣稅の賦課に關すること。

二、縣稅の減免に關すること。

三、縣稅の課稅標準の調査並びに検査に關すること。

四、縣稅に關する犯則の取締に關すること。

五、稅外諸收入の測定に關すること。

(処務の細則)

第五條 縣稅事務所の事務處理について、必要な細則は、縣稅事務所長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第五十五号

昭和十七年七月鳥取縣令第五十六号岩美及西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市ニ係ル左記事項及び米子市ニ係ル左記事項中

一、縣稅ノ賦課徵收ニ關スル事項 一、縣稅事務所ノ指導監督ニ關スル事項 一、縣稅検査ニ關スル事項 一、縣稅使用料及手数料ノ滯納処分ニ關スル事項 一、縣稅ノ欠損処分ニ關スル事項 一、道府縣稅徵收ノ囑託及受託ニ關スル事項の六号を削除する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第四百十二号

次の鳥取縣稅事務所を鳥取縣會計規則第二條の規定による解に指定した。

昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

鳥取縣稅事務所

米子縣稅事務所

昭和二十五年八月三日
外 木曜日

本書ノ大半サハ國ニ規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)
火金 曜日發行 (時ハ翌日)

昭和二十五年 八月 三日

外日 (昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令第十八号

縣 稅 務 所 長

縣稅事務所設置條例（昭和二十五年八月鳥取縣條例第二十六号）第六條の規定に基き、縣稅事務所の所掌する事務を処理するため、その所長において専決し得る事項を次のように定める。

昭和二十五年八月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 縣稅事務所長において専決し得る事項
- 一 所員の縣内出張命令に關すること。
- 一 所員の休暇、欠勤及び除服命令に關すること。
- 一 課長の任命及び所員の配置に關すること。
- 一 縣稅並びに縣稅及び縣稅事務所に附隨する稅外諸

昭和二十五年八月三日 外 木 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五列

收入の賦課徵收に關すること。但し左に掲げる事項を除く。

- (1) 地方稅法（昭和二十五年法律第二二六号）附則第三項の規定により行われる異議の決定及び訴訟の裁決
- (2) 鳥取縣稅賦課徵收條例（昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号）第七條の規定による、水利地益稅の課稅標準たる山林及び原野の反別の決定並びに同條例第十七條第二項の規定による課稅を不適当と認めるもの決定

鳥取縣公報

昭和二十五年八月三日
外 木曜日

本書ノ大キサハ... 格A五判

◇選挙告示第九号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣東部海区漁業調整委員会委員選挙につき次のとおり立候補の推薦届出があつた。
昭和二十五年八月三日

鳥取縣東部海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 兜 金 幸 一

届出月日	氏名 (法人の名称)	通称	党派	職業	性別	生年月日	住所 (事業場の所在地)	氏名 (法人の名称)	生年月日	住所 (事業場の所在地)
八月三日	上村 忠彦	なし	無所属	漁業	男	明治三十七年十二月十七日	鳥取縣鳥取市片原町三丁目二三番地	岸本 龍一	明治二十七年二月二十四日	鳥取縣岩美郡田後村九〇番地